

新規登録に必要とする書類等

1. 行政書士登録申請書（日行連用）
2. 履歴書（日行連用）
3. 誓約書（日行連用）
4. 行政書士入会届（岡山会用）
5. 誓約書（岡山会用）
6. 住民票写し（3カ月以内のもの）－（本籍地の記載があるもの）
7. 身分証明書（3カ月以内のもの）
 - ※「破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない者である旨」の証明のみを受けたものを提出いただくことになります。

8. 行政書士となる資格を証する書面（法第2条各号）
 - イ）試験合格者（第一号該当者）
 - ・行政書士試験合格証の写し（本会にて原本確認済のもの）
合格証を紛失した場合は、都道府県知事発行の「試験合格証明書（原本）」をご提出ください。
 - ロ）弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、弁理士（第二～五号該当者）
 - ・各所属会の登録証明書 **原本**（3カ月以内のもの）
 - ハ）国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間が通算して20年以上（高卒者は17年以上）になるもの（第六該当者）
 - ・公務員職歴証明書

9. 他士業の兼業の証明
現在、他士業を兼業している者は、所属する士業の証明書を提示。
「事務所所在地」の記載のある証明（登録証明書、登録証票、会員証等）の写しを提出すること。

10. 申請者の写真 6枚（履歴書も含む）
（3カ月以内に撮影したもの。無帽・正面・上三分身・無背景。タテ3cm・ヨコ2.5cm。裏面に氏名及び撮影年月日を記入のこと）

11. 事務所の使用権を証する書面
建物登記簿謄本又は家屋課税台帳登録事項証明書
（同一場所で登記簿上と住居表示上が異なる場合は「申立書」が必要になります。）

※必要に応じて提出する追加書類

【建物所有者が他人の場合】

- イ) 親族所有：「使用承諾書」
- ロ) その他：「賃貸借契約書」
建物所有者と使用者で取り交わしたもの。
(内容により別途追加書類が必要になることがあります。)

【他の士業者と同一室内に事務所を設ける場合】

- イ) 他の行政書士と同室：「共同事務所届出書」
- ロ) その他士業者と同室：「共同事務所届出書」と「誓約書」

- 12. 位置図（事務所の場所が分かる地図）
- 13. 平面図（部屋の位置、机・椅子・事務機器等の配置が確認できるもの）
- 14. 事務所の内部及び外観の写真

- 15. その他必要に応じて提出する必要書類

【合格証等の氏名に変更がある場合】

行政書士試験合格証と戸籍抄本又は身分証明書にある氏名の表記が異なる場合等
「申立書」

【職名を使用する場合】

婚姻・離婚・養子縁組・帰化等により旧氏名を使用する場合
「職名使用届」

【政治連盟にご入会いただける方】

「岡山県行政書士政治連盟 入会届」

- 16. 必要な費用

入会金	200,000円
登録手数料	25,000円
会費	円（6,000円／月： 月～ 月分）
政治連盟会費	円（600円／月： 月～ 月分）

※政治連盟会費は後日払込用紙を送付します。

登録免許税 30,000円(印紙で納付・消印はしないこと)

振込先

ゆうちょ銀行 01270-5-16297

中国銀行 県庁支店 普通 2505014

岡山県行政書士会